

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年一月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則八―一二―一三

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（選考による職員の採用）</p> <p>第十八条 法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定</p>	<p>（選考による職員の採用）</p> <p>第十八条 法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定</p>

める場合は、職員を同条に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

一〇六 (略)

七 次に掲げる者をもって補充しようとする官職(第一号及び第二号に掲げる官職を除く。

)

イ かつて職員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの

める場合は、職員を同条に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

一〇六 (略)

七 次に掲げる者をもって補充しようとする官職(第一号及び第二号に掲げる官職を除く。

)

イ かつて職員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの

(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続き異動した者を含む。) 又は
は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号
)第四十三条の二十九第一項若しくは民間
資金等の活用による公共施設等の整備等の
促進に関する法律(平成十一年法律第百十
七号)第七十八条第一項に規定する国派遣
職員(第三十二条第一項において単に「国
派遣職員」という。)

ロ (略)

八ノ十 (略)

2・3 (略)

(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続き異動した者を含む。) 又は
は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律
第百十七号)第七十八条第一項に規定する
国派遣職員(第三十二条第一項において単
に「国派遣職員」という。)

ロ (略)

八ノ十 (略)

2・3 (略)

この規則は、令和二年二月十四日から施行する。